

『宇治拾遺物語』「五条西洞院翁」考

廣 田 收

はじめに

『宇治拾遺物語』冒頭話「道命阿闍梨於_二和泉式部之許_一」読経五条道祖神聽聞事」は次のとおりである。

今は昔、道命阿闍梨とて、傳殿の子に、色にふけりたる僧ありけり。和泉式部に通けり。経を目出_{めだ}く読けり。それが和泉式部がりゆきて、臥したりけるに、目さめて、経を、心をすまして読みけるほどに、八巻読みはてて、暁にまどろまんとする程に、人のけはひのしければ、「あれは、たれぞ」と問ければ、「をのれは、五条西洞院の辺に候翁に候」とこたへければ、「こは何事ぞ」と道命いひければ、「この御経をこよひ承ぬる事の、世々生々、忘がたく候」といひければ、道命「法花経を読みたてまつる事は、常の事也。など、こよひしもいはるゝぞ」とい

ひければ、五条の斎いはく、「清くて、読みまゐらせ給時は、梵天、帝尺をはじめたてまつりて、聽聞させ給へば、翁などはちかづき参て、うけ給るに及び候はず。こよひは御行水も候はで、読みたてまつらせ給へば、梵天、帝尺も御聽聞候はぬひまにて、翁、まゐりよりて、うけたまはりさぶらひぬる事の、忘れがたく候也」とのたまひけり。

されば、はかなく、さい読みたてまつるとも、清くて読みたてまつるべき事なり。「念仏、読経、四威儀をやぶる事なかれ」と恵心の御房もいましめ給にこそ。⁽¹⁾

これと「同話」⁽²⁾とされてきたものが「古事談」一一三一条である。

道命阿闍梨ハ道綱卿息也。其音声微妙ニシテ。読経之時間人皆發_二道心_一云々。但好色無双之人也。通_二和泉式部_一之時。或夜往_二式部許_一。会合之後。暁更ニ目ヲ覺テ。読経兩三卷之後。

マドロミタル夢ニ。ハシノ方ニ有老翁。誰人哉ト相尋之処。翁云。五条西洞院辺ニ侍翁也。御經之時者奉_レ始_ニ梵王帝釈天神地祇。悉御聽聞之間。此翁ナドハ近辺ヘモ不_レ能_ニ參寄。而今御經ハ行水モ候ハデ令_レ讀給ヘレバ。諸神祇無_ニ御聽聞_一隙ニテ。此翁參テヨク聽聞候了。喜悅之由令_レ申也云々。

漢文訓読体をもつてする『古事談』に対して、『宇治拾遺物語』は和文体をもつてする。「同話」とされるゆえんである。『古事談』に比して、『宇治拾遺物語』においては、「されば」以下の評語が付加されている。そこに『宇治拾遺物語』の意図がある。すなわち、読經に際しては「清くて読みたてまつるべき事」であるとする。道命阿闍梨は「恵心」僧都の戒めを遵守しているといえる。『古事談』に評語はみとめられないにしても、「読經之時聞人皆發_ニ道心_一云々」とあり、「此翁參テヨク聽聞候了。喜悅之由令_レ申云々」とある。「云々」をもつて閉じられている。「談」として、道命阿闍梨の法華經読誦の効験は捉えられていないといえる。つまるところ、『宇治拾遺物語』と『古事談』の意図に相違はないといえよう。いづれにしても道命阿闍梨の法華經読誦に際して、姿を現わすのが「五条西洞院翁」である。『宇治拾遺物語』ではそれが「五条の齋」とされるのである。

「五条道祖神聽聞事」が平安京の物語としてであると認められる。

それが道命阿闍梨についての事柄として語られるのである。ここに「説話」と呼ばれるものがいかにして成り立つかということがみえるところと思われる。

(一) 視点と方法

廣川勝美先生は、「歴史叙述」を「物語」とのかかわりにおいて次のように説かれる。

歴史叙述は物語と不可分である。歴史と文学は、歴史叙述という方法において媒介される。その歴史叙述における物語の役割は、天皇を中心とする歴史的・神学的な理念の実現である。天皇の起居を軸に、絶え間なく生ずる事柄の一つ一つは、史書という文書に記録される。ここに記載された事柄は、常に先例とされていくものである。そのような天皇の事蹟や御代の出来事は、物語という様式において叙述されることよつて歴史となり、さらにそこに正典としての意義を付与され礼典の増幅と整備がなされていく。事件や出来事が叙述されることよつて歴史とみなされることは、いわば当然の帰結であるといわねばならない。⁴⁾

さらに、そのことと「説話」とのかかわりについて次のように論じておられる。

物語は史書に記されるべき事件や出来事を准拠としつつ、その周辺の事柄を以つて歴史叙述そのものを増殖し敷衍する。そのような出来事には、准拠として挙げるべきものはない。准拠はそのような性質のものではない。史書に記されることなく、確実に記憶される出来事である。そこに見い出されるのを説話と名付けることができよう。説話は、固有の名において語られながら、人物や場所を超えて共通する出来事であることにおいて世に伝えられるのである。⁽⁵⁾

と説かれる。そのような視点と方法に拠ることにおいて、『宇治拾遺物語』における「説話」を、「歴史叙述」と「物語」とのかかわりにおいて捉えることができる。

『宇治拾遺物語』において、史書に記されるべき道命阿闍梨についての出来事の周辺の事柄が、和泉式部と結びつけられるところにおいて「説話」は形成されていくといえる。

『宇治拾遺物語』に、「道命阿闍梨」は「傳殿の子」という。すなわち、『古事談』には「道綱卿息也。」という。『宇治拾遺物語』に「経を目出く読けり」とされる。『古事談』にいうところの「其音声微妙ニシテ。読経之時間人皆発ニ道心」である。そのように「道命阿闍梨」の法華経読誦の効験は「其音声微妙」であることに発するものである。すなわち、「音声微妙」とは、『本朝法華驗記』下巻

第八十三「楞嚴院源信僧都」に、

永遷化矣。当於此時。天奏微妙音樂。⁽⁶⁾

とある。また、『粉河寺縁起』「錦織僧正験」問池中靈地「第十一」に、

僧正、其験をしらむとするに、夢にもあらず、幻にもあらず、微妙の音を出して云く、⁽⁷⁾

とあることと同じである。

『今昔物語集』や『法華驗記』も、道命阿闍梨は「音声微妙」であることにおいて法華経読誦に効験をもたらしたことをいう。『今昔物語集』巻一二「天王寺別当、道命阿闍梨語第三六」は次のようである。

今昔、道命阿闍梨ト云フ人有ケリ。此レ、下姓ノ人ニ非ズ、傳ノ大納言道綱ト申ケル人ノ子也。天台座主慈恵大僧正ノ弟子ニナム有ケル。幼ニシテ山ニ登テ仏ノ道ヲ修行シ、法華経ヲ受持ス。初メ心ヲ一ツニシテ、他ノ心ヲ不交ズシテ法華経ヲ誦スルニ、一年ニ一巻ヲ誦シテ、八年ニ一部ヲ誦畢ル。就中ニ、其ノ音微妙ニシテ、聞ク人皆首ヲ低ケ不貴ズト云フ事无シ。

而ル間、阿闍梨、法輪ニ籠テ礼堂ニ居テ法華経ヲ誦スルニ、老僧有テ亦、其ノ寺ニ籠リ合タリ。老僧、御堂ニシテ夢ニ「堂ノ庭ニ、止事无ク気高ク、器量シキ人々、隙无ク在マシテ、皆

掌ヲ合セテ堂ニ向テ居給ヘリ。老僧、此レヲ恠ムデ、恐々ツ寄テ、一人ノ眷屬ニ、「此レハ、誰ガ御坐スゾト」問ヘバ、答テ云ク、「此レハ、金峰山ノ藏王・熊野ノ権現・住吉ノ大明神・松尾ノ大明神等ノ□□聞ガ為ニ、近来、毎夜ニ如此ク御坐スル也」ト告グト」見テ、夢覺テ□□道命阿闍梨ノ礼堂ニ居テ音ヲ挙ツ、法華經ノ六ノ卷ヲ誦スル也ケリ。「然バ、此ノ經ヲ聴聞セムガ為ニ、若干ノ止事无キ神等ハ来リ給フニコソ有ケルト」思フニ、貴キ事无限クシテ、立テ泣々ク礼拝シテ、庭ヲ思遺ルニ、恐シケレバ立テ去ヌ。(略)⁽⁸⁾

山田孝雄氏他校注『日本古典文学大系 今昔物語集』は、「本語は、法華驗記卷下(86)に基き説話の構成をはかつたものと認められる。」とみる。⁽⁹⁾『法華驗記』下卷第八六「天王寺別当阿闍梨」は、次のようである。

道命阿闍梨。傳言大納言道綱卿第一男也。天台座主慈惠大僧正弟子矣。幼少之時。登比叡山。修行仏道。於法華經。一心誦持。更無他事。一年誦一卷。八年誦一部。巡礼所々靈驗勝地。薰修年尚矣。就中其音微妙幽美。雖不加曲不致音韻任運出声。聞人傾耳。隨喜讚嘆。

卜法輪寺。為練行処。時々籠住。數々勤行。有一老僧。籠行其寺。夢見。堂庭及四隣辺。上達部貴人充塞無隙。皆合掌恭敬。

向寺而住。又從南方遙有音。皆人聞言。金峰山藏王。熊野権現。住吉大明神。為聞法華。来至此所。皆悉来訖。一心頂礼。聞阿闍梨誦法華經。住吉明神向松尾明神而作是言。日本國中。雖有巨多持法華人。以此下阿闍梨。為最第一。聞此經時。離生々業苦。善根增長。仍從遠処。毎夜所參也。松尾明神言。如是々々。我有近処。不論昼夜。常來聽經。如是稱讚隨喜。礼拝闍梨。

時老宿夢覺見者。道命阿闍梨在法輪礼堂。一心高声。誦法華經第六卷。老僧從眼流淚。起立礼拝。(略)⁽¹⁰⁾

『今昔物語集』卷一二第三六と『法華驗記』下卷第八六には、その標目にそれぞれ「天王寺別当、道命阿闍梨語」「天王寺別当阿闍梨」とする。道命阿闍梨は「天王寺別当」として史書に載せられるといえる。「別当」とは、「延喜式」「玄蕃寮」に、

凡諸寺以別当為長官。以三綱為任用。⁽¹¹⁾

とある。『寺門高僧記』「天王寺別当次第」に、初代別当「円行」承和々々治三十五年。同四年入唐。六年帰朝。東寺靈驗別当」から始まり、第三代に、

道命。〔長和五年。〔正月十八日。〕治五年。阿闍梨。道綱右大将息也。御堂猶子也。〕

とみえる。『僧官補任』にも僧名などに異同はあるが同様の記事がある。⁽¹²⁾

『今昔物語集』における訓読文体のもとになると考えられるのが、漢文体によるところの「法華験記」である。「法華験記」は「道命阿闍梨。傳言大納言道綱卿第一男也。天台座主慈惠大僧正弟子矣。」といい、「幼少之時。登比叡山。修行仏道。於法花經。一心誦持。」であるという。出自と事蹟を記す伝の表現といえる。道命阿闍梨は「巡礼所々靈験勝地。」したという。「就中其音微妙幽美」であるゆえに、「聞人傾耳。隨喜讚嘆」したという。これは、験記に特徴的な表現である。道命阿闍梨の法華経読誦の効験は、聴聞に及ぶ者に「離生々業苦。善根増長」させるところにある。『今昔物語集』巻一二第三六は、これを訓読文化することによって「説話」を形成しているといえる。

事柄の概要を列挙すれば、

- 1 法輪寺での法華経読誦に、蔵王権現や熊野権現住吉明神松尾明神等が読経を聴聞したこと。
- 2 法華経の読経を聴聞しえたことで、ある女の夫は地獄から天上に生れたこと。
- 3 天王寺別当時代に寺物を用いた罪により浄土に生まれえなかつた道命阿闍梨自身が、法華経読誦の力によって觀率天に生まれたこと。

となる。『今昔物語集』における事柄の概要は次のようである。

- 1 法輪寺での法華経読誦に、蔵王権現や熊野権現住吉明神松尾明神等が読経を聴聞したこと。
 - 2 法華経の読経を聴聞しえたことで、ある女の夫は地獄から天上に生れたこと。
 - 3 道命阿闍梨が法華経を讀経して書写山の性空聖人を感激させたこと。
 - 4 道命阿闍梨が中宮に参上し軽口をいって女房を笑わせたこと。
 - 5 道命阿闍梨が陸奥守源頼清に冗談をいい満座の人々を笑わせたこと。
 - 6 天王寺別当時代に寺物を用いた罪により浄土に生まれえなかつた道命阿闍梨自身が、法華経読誦の力によって觀率天に生まれたこと。
- すなわち、『今昔物語集』の1・2・6と「法華験記」とに、共通の源泉が存在することを予想することができよう。『法華験記』にはみえない『今昔物語集』の3・4・5を「法華験記」は「如是等事。更有其数。」とする。

(二) 「道命阿闍梨」

『今昔物語集』『法華験記』は道命阿闍梨を「天台座主慈惠大僧正

弟子」とする。天台座主良源は史書に名がみえる。「慈恵大僧正」とは良源の諡である。『日本紀略』における、良源に関する記事を取り出すと、次のようである。すなわち、

村上天皇

① 応和三年八月廿一日庚子。自今日於清涼殿。被_レ転_二説法華經_一。読経終。南北二京僧論議。

② 康保三年二月廿三戊午。臨時仁王会。又於仁寿殿。令_レ律師良源修_二不動法_一。番僧廿口。

③ 康保三年八月十九日辛亥。於大極殿御修法。依_二天変_一也。又於仁寿殿。令_レ律師良源修_二不動法_一。番僧廿口。

④ 康保三年八月廿七日己未。以_二權律師良源_一為_二天台座主_一。勅使左少将懷忠。

円融天皇

⑤ 天禄二年四月廿五日庚寅。天台舍利会。并総持院塔供養。并院。去年焼亡之後。座主權少僧都良源建_二立之_一。参議以下。并少納言。殿上侍臣。諸大夫等参集。有_二音楽_一。

⑥ 天禄三年四月一日庚寅。是日也天台山講堂舍利会。御堂先年焼亡。其後座主權少僧都良源如_二旧造_一立之。音楽莊嚴。微妙具足。公卿僧綱以下多以集会。

⑦ 貞元二年三月廿一日壬午。天台座主良源於_二山上_一修_二舍利会_一。

『宇治拾遺物語』「五条西洞院翁」考

⑧ 貞元二年四月廿一日辛亥。今日天台座主良源於_二神楽岡吉田寺_一修_二舍利会_一。僧綱以下多以集会。有_二樂_一。捧物。小童百五十人左右相分。中納言朝光卿以下仙郎大夫集会。

⑨ 天元元年十月廿一日癸酉。延曆寺座主以下賀_二太政大臣_一。

⑩ 天元三年八月三日。延曆寺座主良源供_二養中堂_一。

⑪ 天元四年八月十九日。勅。聽_二僧正良源乘_レ聲出_二入宮門_一。天皇不予之間。依_二御修法之驗力_一也。

⑫ 永観元年十一月廿七日戊寅。天台横川右大臣新造恵心院設_二大法会_一。座主大僧正良源以下参会。有_二音楽_一。

花山天皇

⑬ 寛和元年正月三日戊申。天台座主大僧正良源入滅。一条天皇

⑭ 永延二月十六日己酉。定_二故天台座主大僧正良源慈恵大師之号_一。⁽¹⁴⁾

などの記事である。①は、『慈恵大僧正伝』には、

応和三年。天皇見_レ講_二誦法華經_一。導師十人。聴衆十人也。第三卷導師法蔵。問者覚慶也。問答之中有_二定性_一二乘不成仏之

義。⁽¹⁵⁾

とある。すなわち、このとき法華経を講じ説誦したのは良源である。

②③には番僧、⑥⑧⑫には良源以下の僧の参集、集会が記されている。

る。その中に道命阿闍梨が含まれていた可能性はある。①における良源のもつ「御修法之験力」を道命阿闍梨は引き継ぐといえる。⑥における「舍利会」は「音楽莊嚴。微妙具足。」であるという。それは道命阿闍梨の「音声微妙」に通うものである。「莊嚴」は法会や内陣の装束室礼を讃える表現である。それは、

天曆八年甲寅冬十二月。延義昭於叡山。修法華八講。其地莊嚴。光彩奪目。
〔慈惠大師伝〕⁽¹⁶⁾

大般若一部を書写して、鎮守六社に安置し、内陣の東西両壇を建て、仏前の莊嚴を増す。
〔粉河寺縁起〕⁽¹⁷⁾

などとあるところのものである。

天台座主良源については「天台座主記」⁽¹⁸⁾、「僧官補任」⁽¹⁹⁾、「僧綱補任抄出」⁽²⁰⁾などの記すところである。良源は、「慈惠大僧正伝」に「伝教大師再来茲山。重興我寺焉。」と讃えられている。⁽²¹⁾良源和尚は、忠平没後その喪家に侍した。師輔は忠平の遺託によって「師事」したという。⁽²²⁾また「帝親命内供奉十禅師。」とされ、冷泉天皇東宮の時の護持僧になったという。『日本紀略』に、

永観元年十月廿五日丁未。今日。右大臣天台横川建立薬師堂。被_レ供_ニ養_之一。

永観元年十一月廿七日戊寅。天台横川右大臣新造惠心院設_ニ

大法会。座主大僧正良源以下参会。有_ニ音楽_一。⁽²⁴⁾

とあるように、兼家は横川に薬師堂、惠心院を建立した。そのように天台座主良源は史書にその名が記される。

「道命阿闍梨」の名は家記に記されている。『小右記』によると、三条天皇は、即位まもなく「御邪氣」に悩まされた。『御堂関白記』や「小右記」によれば、道命阿闍梨は、特に三条天皇の不例の恢復に功績のあったことが記されている。⁽²⁵⁾ここに史書と家記との関係がみてとれよう。「道命阿闍梨」を記す日記の記事を挙げると、次のようである。

寛弘四(一〇〇七)年三月

① 十七日、甲寅、故飯室僧正諡号慶、門徒僧綱・諸僧等来、其次云、賀表奏儀式如何、示云、參陣外、案上置表筥、【加花足】不裹物来付近衛佐、奏聞宜敷、一人取之可授也、是不知僧所、准上達部賀表也、僧等出後參内、御読経結願、一品宮准三宮勅書未改奏、依無一定也、上達共定云、中務省進太政官返勅書、先日諸卿所署可被絶所者、彼省付内侍、可復奏、即返給、進太政官、可成官符、如令条、御読経結願了、候前後令申卷数、候宿、来僧綱大僧都覚運・少僧都院源・律師尋光・如源、内供阿闍梨有其数、僧綱等合相、凡僧尋空・尋円・道命等有前来、
〔御堂関白記〕⁽²⁶⁾

長和四(一〇一五)年閏六月

② 十二日、庚寅、(略) 早朝資平来云、主上御目弥倍御、太不便也、不召有驗人、只召阿闍梨道命、令誦法華經、其間調伏御邪氣、万人所不許、疑是靈物謀略歟、有驗人悉倦、

(小右記)⁽²⁷⁾

寛仁元(一〇一七)年十月

③ 廿五日、庚寅、今日可定申賀茂行幸御折十社御読経事之由、以権弁朝臣令申撰政、有可許之御報、(略) 午尅許参内、【宰相同車、定間依服不着陣】宰相不参、先問陰陽寮之参不、雖召遣未参者、仰可且定僧名之由、余移着南座、史進例文【去三石清水行幸十社御読経定文】并僧綱・已講・内供・阿闍梨名帳、名僧帳等、硯置宰相座、次権弁重尹朝臣着座、示事由令書、【石清水法眼和尚定清・賀茂上権律師教静・賀茂下権律師成秀・松尾権律師懷壽・平野権律師永円・稻荷権大僧都慶命・大原野権律師定誓・春日権大僧都林懷・大神法修・住吉道命・比叡大僧都慶円】書了来余許、置笏進之復座、余見了、(略)

(小右記)⁽²⁸⁾

寛仁四(一〇二〇)年

④ 同年七月四日、阿闍梨道命逝去事、

(小右記 小記目錄)「僧侶入滅事」⁽²⁹⁾

①には「僧綱」として「大僧都」以下が記され、「内供阿闍梨」と

【宇治拾遺物語】「五条西河院翁」考

は区分されている。道命は阿闍梨たちの名の末尾にみえる。②には「有驗人」として「阿闍梨道命」が召されたことがわかる。法華經を誦すことによつて天皇の御邪氣を調伏したという効験がみえる。③には「僧綱・已講・内供・阿闍梨名帳」の区分がみえる。天皇が邪氣によつて不例となり、僧の調伏によつて恢復している。

道命の法華經読誦の効験は阿闍梨のものである。【類聚国史】「仏道部」に、

清和天皇貞観十八年六月丙午朔。延暦寺座主伝燈大法師位円珍上表。請_レ以_レ内供奉十禅師伝燈大法師位兼雲。授_二蘇悉地大法_一為_二三部大法阿闍梨_一。内供奉僧十禅師伝燈大法師位常濟為_レ両部大法阿闍梨_上。詔聽_レ之。⁽³⁰⁾

とある。延暦寺座主が阿闍梨位を授けたことを「上表」し、清和天皇がこれを許した。これが阿闍梨の設置である。

延暦寺座主円珍すなわち智證大師は最初に阿闍梨となった。【智證大師伝】には、承和十三年条に、

冬十月。和尚為上翊聖主。下鎮率土。於松尾明神社。発願誓云。願我毎年五月八日。十月八日。於比叡明神社頭。講演法華⁽³¹⁾。仏名等大乗經。以為一生之事。即於彼社。始修講事。

とある。明神に法華經等を講ずることがあった。それは史書に記される事蹟である。そのことからすれば、【宇治拾遺物語】「古事談」

『今昔物語集』『法華験記』における神の聴聞は、史書の周辺に位置するものといえよう。

円珍は、

貞観十年六月三日。有勅任座主。⁽³²⁾

とある。第四代天台座主に任せられた。

貞観十八年九月廿三日。更可令加一人之宣旨。下於寺家。

元慶元年。天皇登祚之初。依例講百座仁王般若経。别有勅命。

和尚為御前講師。是日。宏弁涌溢。金声玉潤。闍座公卿。莫不

歎服。⁽³³⁾

清和天皇退位から陽成天皇の即位に際して、仁王経が講ぜられた。

円珍が講ずるさまは「宏弁涌溢。金声玉潤」と讃えられている。

第十八代天台座主は良源である。『慈恵大師伝』に、

円融院天禄二年辛未夏四月十五日。始行布薩。約以月月之黒

白。師毎朝誦十重四十八軽。至其日。登高座。唱梵網二字。光

出乎口。⁽³⁴⁾

真言を唱えるさまは「唱梵網」二字。光出乎口」と讃えられる。円珍についても、良源についても、その高貴なる音声は絶賛されている。

それが、円珍から良源、その良源の弟子道命の「其声微妙」へと引き継がれているといえる。「其声微妙」をもって真言を唱えること

によって験力を發揮するところに阿闍梨の真価が問われる。

「僧綱」の規定について、『新儀式』第五「任僧綱事」は、『令義解』卷二「僧尼令」⁽³⁵⁾に拠りつつ、

任僧綱事【付法務僧綱内供奉十禅師延曆寺座主阿闍梨僧

位記。】

召大臣於御前。定任僧綱一畢。僧正一人。大僧都一人。少

僧都二人。律師四人。権律師四人。合十四人。⁽³⁶⁾

とする。僧正、僧都、律師が僧綱として任せられる。阿闍梨は座主

が阿闍梨位を授ける。それは僧綱に対して「有職」と呼ばれるものに属する。『大鏡』道長伝、顕信出家の条に、

受戒にはやがて殿のほらせたまひ、人々、われもくと御と

もにまいりたまひて、いとよそほしげなりき。威儀僧には、え

もいはぬものどもをえらせたまひき。御さきに、有職・僧綱ど

ものやんごとなき候。⁽³⁷⁾

とある。松村博司氏は「ウシキ。已講・内供・阿闍梨の三僧官。僧

綱に次ぐ」という。また、『十訓抄』第十「可庶幾才能芸業」事

三四条には、

三井寺の覚讀僧正、年高くなりて、有職をゆるされざりける

が、熊野に詣でて、

山川のあざりとならで沈みなば深きうらみの名をや流さ

ん。

鳥羽院きこしめして、阿闍梨になされにけり。⁽³⁹⁾

とある。石橋尚寶氏は、「有職」は「僧の職名なり」といい、「拾芥抄」を引く。すなわち「已講」「内供」「阿闍梨」をいう。⁽⁴⁰⁾

阿闍梨は、「日本紀略」醍醐天皇延長八年七月廿一日条に、

請天台阿闍梨五人於常寧殿。調備五壇修法。⁽⁴¹⁾

とあるように、真言を唱え修法を修する。「新儀式」第五「御修法事」によれば、

御修法者。藏人一人執三行其事。【於他所被修時。同奉

仰令持御衣。向其所。伝仰旨於阿闍梨令修之。】召三仰

内藏寮之。録可レ用之雜物進之。即奏聞下ニ給上卿。此間

仰三四衛府并近江国。停止日次御贄。【諸衛以三生菜類。相代

進之。御淨食日亦同。】初夜後夜時後。阿闍梨率三番僧三奉三仕

加持。【東廂御障子北戸前為三阿闍梨座。遍御格子三敷三番僧座。

御結願日。撤三昼御座。垂三母屋御簾。南第三間鋪三畳。】(略)⁽⁴²⁾

とある。ここに阿闍梨の役割が示されている。「御修法」は藏人が

執行する。阿闍梨は番僧を率いて加持に奉仕する。「西宮記」卷十

三「御修法」にも記すところである。日を定めるのは陰陽師の管轄

であるが、阿闍梨が準備を進める。「天台真言第一人」が召され

るのである。⁽⁴³⁾

阿闍梨の効験はそのような修法にかかわる。邪気を調伏退散させ

ることに優れた者が阿闍梨となされる。真言を唱えることに優れた

者である。法華経読誦が「音声微妙」であることは、行法における

阿闍梨の卓越した特性といえる。

(三) 「五条」「西洞院」

「宇治拾遺物語」冒頭話において、道命阿闍梨の前に姿を現わしたものがなぜ「五条西洞院」の「翁」であるのか。平安京において、「五条」は「日本紀略」に次のようにみえる。

桓武天皇

① 延暦廿三年二月丙午朔戊申。幸三西八条并五条院。

清和天皇

② 貞観元年四月十八日癸卯。皇太后遷三自三東宮。御三右大臣西

三条第一。去年八月廿九日。与三今上一同レ輿。遷三自三冷泉院。

御三於三東宮。擬三還三五条宮。暫御三大臣第一。為レ避三忌也。

陽成天皇

③ 元慶元年二月廿七日己亥。中台印奉三宛三中宮職。此印在三太

皇大宮五条宮。今有レ勅奉三之。⁽⁴⁴⁾

さらに『日本三代実録』から、

清和天皇

④ 貞観六年正月十四日辛丑。延暦寺座主伝灯大師位円仁卒。

(略) 齊衡三年六月太皇太后藤原氏。請僧綱名僧於五条宮。四ヶ月間。講法華經。太后受菩薩大戒。三昧耶戒。及壇灌頂。行大乘布薩。

⑤ 貞觀十三年閏九月廿八日辛丑。是日太皇太宮崩。姓藤原氏。諱順子。贈太政大臣正一位冬嗣朝臣之女也。(略) 天安二年八月乙卯。文德天皇崩。后哀慟柴毀。後遂落彩為尼。請東大寺戒壇諸僧於五条宮。受大乘戒。屈延曆寺座主円仁。受菩薩戒。

などを挙げることができる。②から⑤の「五条宮」は藤原冬嗣女順子の里第である。「五条」という名をもつて邸第が「五条宮」と呼ばれる。それはどのような名であるのか。

神尾登喜子氏は、「風土記」について、「地名の重層性と命名の原理」について論じられた。そして、「本質的に地名には三つのあり方がある。」として、

- I 地形に基づく地名
 - II 頌辞に基づく地名
 - III 数詞に基づく地名
- を挙げておられる。そして、

【風土記】における地名は、山川原野の地勢によるものが基本であって、それに神々や天皇に関わる地名起源を有するもの

が新たに命名される。そして、さらに、律令制の確立による地名が加わる。

と説かれた。「五条」は、神尾氏の説かれる「III 数詞に基づく地名」に該当していよう。つまり氏の説かれる「律令制の確立による地名」であるとみられる。

内裏から出て五条宮へ赴くには、最も近い大路すなわち西洞院大路を南下し、五条大路を折れたものとみられる。「五条西洞院」とはそのような都の要衝であるといえる。いうまでもなく、「五条西洞院」は、平安京の大路の名をいう。儀式書にみえる大路は次のようなものである。【内裏儀式】「内裏式」には大路の名はみえない。【儀式】には、

- ① 山城国司五位一人六位一人率郡司等一候京極大路引道到祓所
 - ② 山城国司率史生博士医師郡司等一候京東極路奉列
 - ③ 内蔵寮供饌行酒訖使等相引到北辺路
 - ④ 次主礼二人次第司一人後陣廿人【左右分列】共到七条衢而相会出朱雀大路于時神祇官并神服等自悠紀行列進立大路中央西国相分在左右
 - ⑤ 神祇官陳祓物於朱雀門前路南
- (「賀茂祭儀」)
(「賀茂祭儀」)
(「踐祚大嘗祭儀」)
(「大祓儀」)

などである。①から⑤の例はいずれも、平安京の中心をなす朱雀大路と、京極大路、北辺路など京城を縁どる大路である。都城を守る四神の一たる「朱雀」を名に負う「朱雀大路」は、天皇のものである。「新儀式」には一例、「野行幸」に、

乗輿出御。(略)扈從群官行列如常。(略)乗輿到三京極大路。京職官人下馬而引留之。至于野口。⁴⁹⁾

とある。ここには行幸の経路については記していない。「西宮記」も「野行幸」のみならず、儀式にかかわる京城内の経路についてはほとんど記さない。

天皇の行幸には朱雀大路が用いられた。大原野行幸では、南北は朱雀大路、東西は五条大路が用いられた。廣川先生は『源氏物語』の大原野行幸について「河海抄」は「李部王記」にいう、延長六年十二月五日、醍醐天皇の大原野行幸を准抛とする⁵⁰⁾ことについて論じられている。その「李部王記」同日条には、

大原野行幸、卯初上御輿、自朱雀門至五条路西折、到桂河辺、
(略)⁵¹⁾

とある。後代、『左経記』治安二(一〇二二)年一月一日丁卯日条に、

天陰、巴剋右少将相共、率史々生官掌木工檢非違使等、始自朱雀門至于大原野社巡檢、(略)戊剋許掃宅、終宵雷雨、国□、

【始自朱雀門至于七条大路、(左京)、始自七条大路至于淨福寺巽角、(右京)、(略)⁵²⁾】

とある。大原野行幸に先だち、檢非違使等が行路を巡檢する。このとき、行幸の経路は南北は朱雀大路、東西は七条大路を用いるということがわかる。

後代になると、行幸においても、南北は必ずしも朱雀大路を用いるとは限らず、特に東洞院大路の用いられることが多くなる。「中右記」寛治元(一〇八七)年から七年の間、主に行幸には東洞院大路を用いている。「春記」永承七(一一〇五二)年五月六日庚戌条には、天皇行幸の経路として西洞院大路五条大路の用いられることを記す例がある。

天晴、(略)先是諸卿參集、已欲出御云々、(略)此間臨昏、左大将【右府】已下諸卿列立庭中、【右大将未參入也】有鈴奏、【闌司先奏、】其後昇下刀襖、即寄御輿乘御前、予等退出、騎馬前行、【自輦路行、】自堀河【左衛門陣前、】南行、從二条大路東折、自洞院西大路南行、自五条大路西折、猪(阿脱力)小路南行、入自院東門、御輿寄東廊東戸前地下、即入御了、(略)

この行幸は『扶桑略記』後冷泉天皇同日条に、

行三幸女院御在所六条第一依御惱重也。即日。大赦天下。とあるものと同じである。この時期、後冷泉天皇の里内裏は、太田

静六氏によると、冷泉院である。「女院」の「六条第」に向かうのに、おそらく冷泉院の東門から出たとみられる。堀河小路、二条大路、西洞院大路から五条大路へ折れ、さらに猪熊小路を南行する迂回路をとっている。五条大路を用いたのはかつて「野行幸」にそれを用いたのとは意味が違う。ここで迂回した理由は路の整備に問題があるのか、途中で忌避すべき場所があるのかは不明である。いずれにしても、もはや天行幸に朱雀大路を用いなくなっていることを示している。

「五条」は、『今昔物語集』においては、清水寺参詣の経路として、京ノ方二行ニ、京中ヲバ憚リ思テ、五条京極渡リニ、
(巻第一六第卅三)

京ノ方へ走ケル程ニ、五条ト川原ノ辺ニテ見返テ見ケレバ、
(巻第一九第廿八)

や、南山科・粟田山への経路として、

行シ道ヨリハ不将行テ、南山科ニナム将出タリケル。其ヨリ
慈徳寺ノ南大門ノ前ヨリ行道ヨリナム、粟田山へハ将越テ、川
原ニハ出タリケル。家ハ五条辺ニ有ケレバ、
(巻第二六第一八)

などがみられる。平安京の京域の内と、清水寺や東国など京域の外との往来は五条大路を用いるものとされたといえる。院政期におい

ては、行幸のみならず牛車の通行も一条二条三条までは頻繁に用いられるが、五条まで用いたとする記録は稀である。南北に平安京を行くときは、東洞院大路を用いることが多い。

このようにみたときに、「五条西洞院」は、平安京における東西の大路「五条」と、南北の大路「西洞院」の交差するところを示す。そのような「五条西洞院」は、「斎の神」の祀られる場所としてふさわしい。

『宇治拾遺物語』には、冒頭話以外に、「五条」は二例がみとめられる。一例は、第一一八話「播磨守子サダユフガ事」に、

今は昔、播磨守公行が子に、さだゆふとて、五条わたりにありしものは、この比ある、あきむねと云もの(56)の父なり。

とある。これと「同話」とされる『今昔物語集』巻第二七第二六には、

今昔、播磨ノ守、佐伯ノ公行ト云フ人有ケリ。其レガ子ニ、
左大夫(57)トテ、四条ト高倉ト二有シ者ハ近來有ル顯宗ト云フ
ガ父也。

とあって、居所は一致していない。『宇治拾遺物語』において「五条わたり」とあり『今昔物語集』において「四条ト高倉」と異同があるのは、「左大夫」の居所であることによるともいえる。

もう一例は、第三三話「柿木ニ仏現ズル事」に、

昔、延喜の御門御時、五条の天神のあたりに、大なる柿の木
の、実ならぬあり。そのうへに、仏あらはれておはします。⁽⁵⁸⁾

とある。これと「同話」とされる『今昔物語集』巻第二〇第三「天
狗現仏坐木末語第三」には、

今昔、延喜ノ天皇ノ御代ニ、五条ノ道祖神ノ在マス所ニ、大
キナル不成ヌ柿ノ木有ケリ。其ノ柿ノ木ノ上ニ、俄ニ仏現ハレ
給フ事有ケリ。⁽⁵⁹⁾

とある。『拾芥抄』延喜式付載図「東京図」には、

道祖神 五条南西洞院東
五条天神 五条南西洞院西⁽⁶⁰⁾

と記されている。『拾芥抄』は、両社を隣接しているものとみてい
る。『新日本古典文学大系 宇治拾遺物語』は、「五条の道祖神は天
神の東南近くに小社として残るが、二社の関係はもともと微妙で、
同一視されることもあった（高安本小男の草子）」⁽⁶¹⁾という。『新編日
本古典全集宇治拾遺物語』は、「天神の東の近隣に位置する」とい
う。『宇治拾遺物語』は冒頭話で、「五条の斎」といい、第三話で
「五条の天神のあたりに」というのであるから、両者は区別されて
いると考えられる。「五条」は「天神社」の位置とより強く結びつ
いて記憶されているといえる。

(四) 「五条西洞院翁」と「斎の神」

『宇治拾遺物語』において「翁」は、冒頭話以外に一例がみとめ
られる。第一〇三話に、「東大寺に恒例の大法会」に「鯖を売る翁」
が現われ「大会の講師」となり、その後忽然と姿を消したという。

これと「同話」とされる『今昔物語集』第一二巻第七話においては、
「天皇」はその「翁」を「仏ノ来リ給ヘリケル也」とみる。⁽⁶³⁾

『今昔物語集』における「翁」の事例について、特に、巻第一三
第三四では、「道祖神」が「年老タル翁」となって、法華経を誦誦
する僧道公の前に現われる。その「翁」は、「行疫神」が騎馬で国
内を巡るとき、その「前駟」となっていることの苦痛を訴える。そ
して自らが「下劣ノ神形ヲ棄テ、速ニ上品ノ功德ノ身ヲ得ムト思
フ」ことを願い、法華経の誦誦の功德によって、そのことを遂げた
いという。果たして「菩薩」となることができたという。「神形」
を備えていることを捨てたいと願う「道祖神」は、「翁」の姿をも
って出現し、仏への帰依を願う。その出現の理由は、『宇治拾遺物
語』冒頭話において、「翁」が道命阿闍梨の前に現われ、聴聞の機
会を得たことを喜ぶことと一致する。

『宇治拾遺物語』の「斎」は次の三例である。

① たゞ「仏つくり奉れ」といへば、たゞまろがしらにて斎の神

の冠もなきやうなる物を、五頭きざみたてて、供養し奉らん講師して、その仏、かの仏と名を付奉る也けり。

(第一一〇話「ツネマサが郎等仏供養事」)

② 「何事いひおる、古大君ぞ。さえの神まつりて狂ふにこそあれ」などつぶやきてなん、

(第一二〇話「豊前王事」)

③ 筑紫に、たうさかのさへと申齋の神まします。

(第一三六話「出家功德事」⁽⁶⁵⁾)

『宇治拾遺物語』において、「齋」は「齋の神」であるということが自らの存在を示す「翁」は、平安京の主要な大路の交差する場所に祭祀された「齋の神」である。『宇治拾遺物語』第一三六話に、「筑紫国」のこととして、「武威寺」に「梵天、帝尺、諸天、竜神」などが参集することを、何者が「齋の神」に告げ知らせる。そのことを僧が見聞したとする。「年七十余ばかりなる翁」の出家を喜んで「梵天、帝尺、諸天、竜神」たちが参集することを聞きつけ、これに馳せ参じようとする。彼等は「新仏」の「出家随分の功德」にあずかろうとする。「梵天、帝尺、諸天、竜神」などは「天衆」と呼ばれている。

第一三六話と「同話」とされる『今昔物語集』巻第一九第一二には、

其ノ時二僧ノ思ハク、「然バ、此ノ翁ノ出家スルヲ随喜シ給トテ、天衆・地類ノ集リ給ヲ聞テ、鬼神モ『新キ仏出給フ』ト道祖ニハ告ルニコソ有ケレト」思フニ、哀レニ貴キ事无限クシテ去ニケリ。⁽⁶⁶⁾

とある。ここでは「道祖神」に呼び掛けた者を「鬼神」という。また、諸神を「天衆・地類」という。「齋の神」は「鬼神」に類するものとみられよう。

冒頭話において「五条西洞院翁」は、「五条の齋」とされる。これについて、『日本古典文学大系』は、「道祖神に齋の字を当て、仮名書の場合は「サエ」とよんでいるが、齋に「サエ」の音はない。但し古くから「サイノカミ」「サエノカミ」の二様のいい方」が行われていたとして、「齋」の字が当てられていても、恐らくは「サヘ(エ)」と発音したのではなかったか。⁽⁶⁷⁾とみる。中鳥悦次氏は「五条大路に鎮座している道祖神。齋(さい)とは塞(さへ)の転訛で道路に立って旅人のために邪悪を塞止する神。」であるといい、『和名抄』を引く。すなわち「道祖。風俗通曰、共工氏之子。好遠遊。故其死後祀以為祖。和名佐倍乃加美、亦曰、道祖、……和名、太無介野加美。道上祭。一云道神也。」⁽⁶⁸⁾を引く。小林智昭氏は、「さへのかみ」の転。道祖神。道路に立って悪魔を防ぎ、道行く人を守る神。⁽⁶⁹⁾、『新日本古典文学大系』は、「道祖神。五条西洞院の道

祖神社（下京区藪下町に現存）に祭られる神（猿田彦と伝える）。⁽⁷⁰⁾ という。また『新編日本古典文学全集』は、「齋」は塞の神、道祖神。町々の他界や村々の道路の境界などに祭られ、悪疫・悪神をとどめ、旅人を守護する。五条西洞院の道祖神社の祭神は猿田彦の神。」とみる。⁽⁷¹⁾

「齋」が道祖神であるとして、それはどのような神か。「五条」を負うところはこの神の本質がある。ここにいう「五条の齋」は、康平七（一〇六四）年に成る『新猿楽記』に見える。

西の京に、右衛門尉といふ者有り。一家相挙りて来り集る。所謂妻三人、娘十六人、男九人、各々善悪相頌れて、一々所能同じからずと云々。

第一の本妻は、齡既に六十にして、紅顏漸く衰へ、夫は年僅に五八に及び、色を好むこと、甚だ盛なり。（略）常に夫の心の等閑なることを恨む。故に本尊の聖天は供すれども、驗無きが如し。持物の道祖は祭れども、応少きに似たり。野干坂の伊賀専が男祭、匏苦本を叩いて舞ふ。稻荷山の阿小町が愛の法、鱧破前を舫て喜び、五条の道祖に、条餅千葉手を奉る。東寺の夜叉に、飯餠百羅子を祀る。千の社を叩いて躍り、百の幣を捧て走る。⁽⁷²⁾

明らかに平安京の五条大路に祭祀されるものである。それは、『令

義解』卷二「神祇令」第六に、「季夏」に月次祭、鎮火祭と並ぶ「道饗祭」にかかわる。すなわち、

道饗祭【謂。卜部等於三京城四隅道上（ホトリ）二而祭之。言欲令三鬼魅自外来者。不取入乙京師。故預迎於道二而饗也。⁽⁷³⁾】

とある。律令の祭祀に属する。「季冬」にもこの三祭がみえる。『令義解』卷七「神祇令」は、これを、

道饗祭【謂。卜部等於三京城四隅道上二而祭之。言欲令四鬼魅自外来者。不取入三京師。故預迎於道二而饗也。积云。京四方大路最極。卜部等祭。牛皮并鹿猪皮用也。此為三鬼魅自外来三宮内二祭之。左右京職相預。古記无別。⁽⁷⁴⁾】

とする。「京四方大路最極。卜部等祭。」と注釈されるところに明らかである。そのことは『小野宮年中行事』六月条にも、
道饗祭事。

弘仁神祇式云。於三京城四隅祭之。十二月准之。

天慶元年九月一日外記記云。近日東西兩京大小路衢刻木作神。相对安置。凡厥体像髣佛丈夫頭上加冠鬢邊垂も纓。以丹塗身成三緋衫（彩敷）色。起居不同。通各異貌。或所又作三女形。对三大夫而立之。臍下腰底刻三陰陽。構几案於其前。置三坏器於其上。兒童猥雜。拜礼慙慙。或捧幣帛一或

供_三香花。号_三岐神。又称_三御靈。未_レ知_三何祥。時人奇_レ之₍₇₅₎。といふ。これは、『扶桑略記』『本朝世紀』天慶元年九月二日条と同₍₇₆₎文である。

『宇治拾遺物語』における道命阿闍梨は史書にも記されうることに
 において「歴史叙述」にかかわる。「経を目出く読けり」であるとい
 う。道命阿闍梨の法華経読誦は、『古事談』『今昔物語集』『法華
 験記』においても、人のみならず、神までも聴聞するという。それ
 は道命阿闍梨の「其音声微妙」から発するものである。『宇治拾遺
 物語』は、道命阿闍梨を「色にふけりたる僧」であるとし、「和泉
 式部」と結び付けることによって、「五条西洞院」の翁の聴聞をい
 うことにおいて、「説話」として形成されていくことになるといえ
 る。

注

- (1) 三木紀人他校注『新日本古典文学大系 宇治拾遺物語』岩波書店、一九九〇年、七―八頁。以下本文はこれに拠る。
- (2) 中島悦次『宇治拾遺物語全註解』有精堂、一九七〇年、四二頁。三木紀人氏他校注『新日本古典文学大系 宇治拾遺物語』『宇治拾遺物語類話一覽』五二〇頁。以下、『宇治拾遺物語』にかかわる「同話」の指摘はこれらに拠る。
- (3) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補國史大系 古事談』吉川弘文館、一九六五年、六三頁。

- (4) 廣川勝美『源氏物語探求——都城と儀式——』おうふう、一九九七年、三八八頁。
- (5) 廣川勝美『源氏物語の歴史叙述と説話』『解釈と鑑賞別冊 文学史上の「源氏物語」』至文堂、一九九八年。
- (6) 『統群書類従 第八輯上 本朝法華験記』統群書類従完成会、一九二七年、一七二頁。以下、『法華験記』と略す。
- (7) 桜井徳太郎他校注『日本思想大系 寺社縁起』『粉河寺縁起』、岩波書店、一九七五年、五〇頁。
- (8) 山田孝雄他校注『日本古典文学大系 今昔物語集 三』岩波書店、一九六一年、一九四―七頁。
- (9) 同書、一九五頁。
- (10) 前掲書(6)、一七二―四頁。
- (11) 『新訂増補國史大系 延喜式 中篇』吉川弘文館、一九五二年、五四〇頁。
- (12) 『統群書類従 第二八輯上 寺門高僧記』統群書類従完成会、一九二六年、八三―四頁。
- (13) 『群書類従 第四輯 僧官補任』統群書類従完成会、一九二六年、五五四―五頁。
- (14) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 日本紀略 後篇』吉川弘文館、一九二九年、八九―一九九頁。
- (15) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 日本高僧伝要文抄』吉川弘文館、一九六五年、六五―六頁。
- (16) 『統群書類従 第八輯下 慈恵大師伝』統群書類従完成会、一九二七年、七三八頁。
- (17) 前掲書(7)、六七頁。
- (18) 『群書類従 第四輯 天台座主記』統群書類従完成会、一九二九年、

六〇二頁。

- (19) 『群書類従 第四輯 僧官補任』 統群書類従完成会、一九二九年、五四三頁。
- (20) 『群書類従 第四輯 僧綱補任抄出』 統群書類従完成会、一九二九年、五一七―五二〇頁。
- (21) 前掲書(15)、六六頁。
- (22) 前掲書(15)、六五頁。
- (23) 前掲書(16)、七三九頁。
- (24) 前掲書(14)、一四九頁。
- (25) 前掲論文(5)。
- (26) 東京大学史料編纂所・陽明文庫編『大日本古記録 御堂閔白記 上』 岩波書店、一九五二年、二一四―五頁。
- (27) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 小右記 四』 岩波書店、一九八二年、四八頁。
- (28) 同書、二六〇頁。
- (29) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 小右記 十』 岩波書店、一九八二年、四七頁。
- (30) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 類聚國史 後篇』 吉川弘文館、一九六五年、二八八頁。
- (31) 『統群書類従 第八輯下 智證大師伝』 統群書類従完成会、一九二七年、七〇二頁。
- (32) 同書、七一〇頁。
- (33) 同書、七一頁。
- (34) 前掲書(16)、七三九頁。
- (35) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 令義解』 吉川弘文館、一九六六年、八五頁。
- (36) 『群書類従 第六輯 新儀式』 統群書類従完成会、一九三二年、二四九頁。
- (37) 松村博司校注『日本古典文学大系 大鏡』 岩波書店、一九六〇年、二二二頁。
- (38) 同書、二二二頁。
- (39) 石橋尚寶『十訓抄詳解』 明治書院、一九〇二年、四七三頁。
- (40) 『新訂増補故實叢書 拾芥抄』 明治図書、一九五二年、三二六頁。
- (41) 前掲書(14)、二九頁。
- (42) 前掲書(36)、二五五―六頁。
- (43) 『新訂増補故實叢書 西宮記 第二』 吉川弘文館、一九五二年、二二三頁。
- (44) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 日本紀略 前篇』 吉川弘文館、一九二九年、二八〇頁、四〇五頁、四七九頁。
- (45) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 日本三代実録 前篇』 吉川弘文館、一九三四年、二二四―七頁、二九四―五頁。
- (46) 神尾登喜子『古代律令文字攷』 史籍と地誌』 『おうふう』、一九六六年、一〇〇―一頁。
- (47) 同書、一〇三頁。
- (48) 『新訂増補故実叢書 儀式』 明治図書、一九二八年、六三頁、七二頁、七三頁、一〇六頁、一四五頁。その他「三月一日於鼓吹司試生等儀」は、実際の京城における大路の例ではなく、儀式の中で見立てられる例である(同書、二二―五頁)ので、省略した。
- (49) 前掲書(36)、二二三頁。
- (50) 前掲書(1)、三二頁。洞院大路については、増田繁夫「制度としての地名―とうろむの大路を折れ給ふほと二条の院の前なれば」考』 南波浩編、廣川勝美編集担当『源氏物語 地名と方法』 桜楓社、一九

- 九〇年、に詳細な考察がある。
- (51) 米田雄介・吉岡真之校訂『史料纂集 李部王記』「李部王記菊亭家本」、統群書類従完成会、一九七四年、二六頁。
- (52) 『大日本古記録 左経記』岩波書店、一九六五年、二二六頁。
- (53) 『増補史料大成 春記』臨川書店、一九六五年、二二〇頁。黒板勝美編『新訂増補國史大系 扶桑略記』吉川弘文館、一九四二年、二九二頁。
- (54) 太田静六『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七年、七八三頁。
- (55) 山田孝雄他校注『日本古典文学大系 今昔物語集』岩波書店、三卷 四九二頁、五卷一八八頁、四卷四六五頁。
- (56) 前掲書(1)、二四七頁。
- (57) 山田孝雄他校注『日本古典文学大系 今昔物語集 四』岩波書店、一九六二年、五二三頁。
- (58) 前掲書(1)、七二頁。
- (59) 前掲書(57)、一四九頁。
- (60) 前掲書(40)、三六五―六頁。
- (61) 前掲書(1)、七二頁。
- (62) 小林保治・増古和子校注『新編日本古典全集 宇治拾遺物語』小学館、一九九六年、一〇二頁。
- (63) 前掲書(57)、二二九頁。
- (64) 同書、二五三頁。
- (65) 前掲書(1)、一三七頁、二五七頁、二八八頁。
- (66) 前掲書(57)、九〇頁。
- (67) 渡辺綱也・西尾光一校注『日本古典文学大系 宇治拾遺物語』岩波書店、一九六〇年、四三七頁、補注七。
- (68) 中島悦次『宇治拾遺物語全註解』有精堂、一九七〇年、四一頁。
- (69) 小林智昭校注『日本古典文学全集 宇治拾遺物語』小学館、一九七三年、五四頁。
- (70) 前掲書(1)、七頁。
- (71) 前掲書(62)、二五頁。
- (72) 重松明久校注『新猿楽記』現代思潮社、一九八二年、一五頁。
- (73) 前掲書(35)、七七頁。
- (74) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 令集解』吉川弘文館、一九六頁。
- (75) 『群書類従 第六輯 小野宮年中行事』統群書類従完成会、一九三二年、三九六頁。
- (76) 黒板勝美編『新訂増補國史大系 扶桑略記』吉川弘文館、一九四二年、二二四頁。黒板勝美編『新訂増補國史大系 本朝世紀』吉川弘文館、一九六四年、一二頁。